

令和7年12月25日  
老健局高齢者支援課  
課長 濱本 健司  
高齢者虐待防止対策専門官  
高橋 智子  
係員 大西 一輝  
(代表電話) 03(5253)1111(内線3995)  
(直通電話) 03(3595)2888

報道関係者 各位

## 令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表します

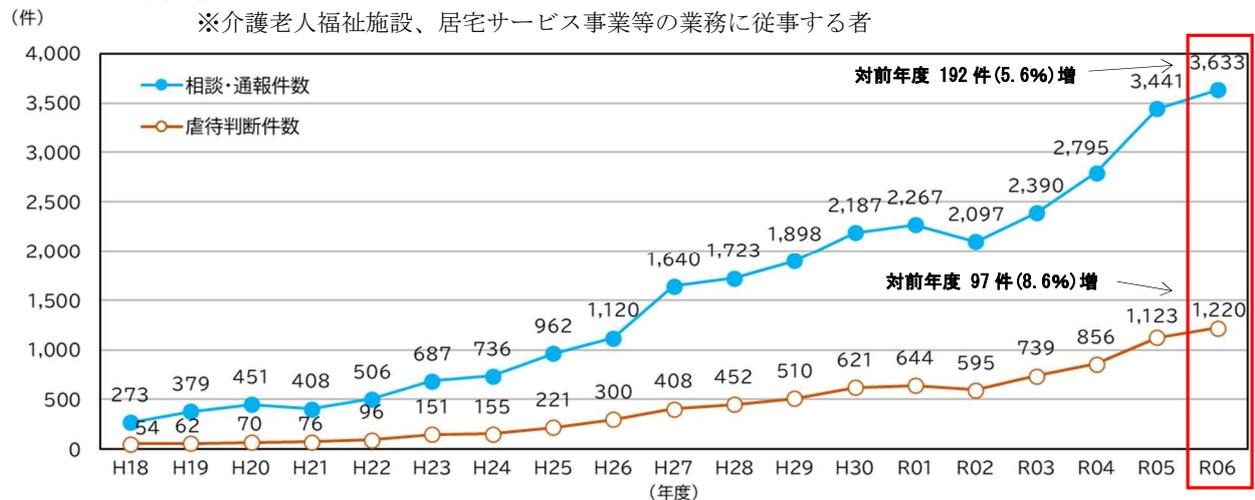
厚生労働省では、このたび、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づく令和6年度の調査結果を取りまとめましたので、公表します。

この調査は、平成18年4月に施行された高齢者虐待防止法に基づき、平成19年度から毎年度行われており、全国の市町村及び都道府県で行われた高齢者に対する虐待への対応状況をまとめたものです。

### 【調査結果(相談・通報件数等)】

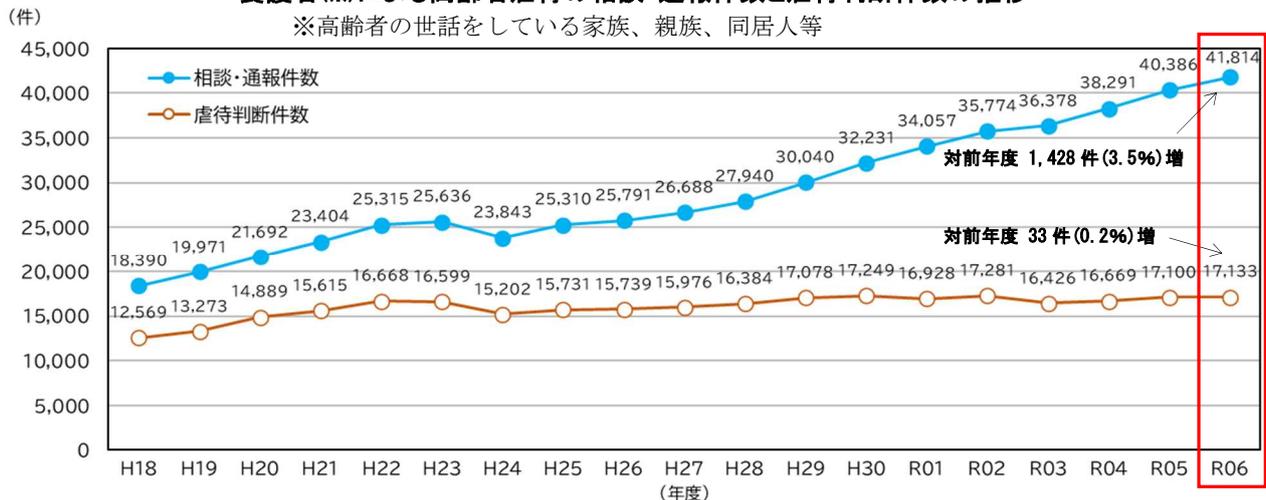
#### 養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



#### 養護者(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等



## 【主なポイント】

### ■養介護施設従事者等（※）による虐待

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者

- 相談・通報件数は、3,633件（対前年度192件(5.6%)増）。※過去最多で4年連続増加  
虐待判断件数は、1,220件（対前年度97件(8.6%)増）。※過去最多で4年連続増加
- 相談・通報者の内訳は、当該施設職員（27.4%）が最も多く、当該施設管理者等（18.2%）、家族・親族（14.6%）の順。
- 虐待の種別は、身体的虐待（51.1%）が最も多く、心理的虐待（27.7%）、介護等放棄（25.7%）、経済的虐待（10.3%）、性的虐待（3.4%）の順。
- 虐待の発生要因は、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が（75.9%）で最も多く、次いで「職員の倫理観・理念の欠如」が（64.3%）、「職員のストレス・感情コントロール」が（62.5%）の順。
- 施設・事業所の種別は、特別養護老人ホーム（28.9%）が最も多く、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）（28.4%）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（14.8%）の順。
- 虐待等による死亡事例は、5件（5人）。

### ■養護者（※）による虐待

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

- 相談・通報件数は、41,814件（対前年度1,428件(3.5%)増）。※過去最多で12年連続増加  
虐待判断件数は、17,133件（対前年度33件(0.2%)増）。※横ばい傾向
- 相談・通報者の内訳は、警察（35.6%）が最も多く、介護支援専門員（24.4%）、家族・親族（7.1%）の順。
- 虐待の種別は、身体的虐待（64.1%）が最も多く、心理的虐待（37.2%）、介護等放棄（19.7%）、経済的虐待（16.4%）、性的虐待（0.4%）の順。
- 虐待者の続柄は、息子（38.9%）が最も多く、夫（23.0%）、娘（19.3%）の順。
- 虐待の発生要因は、「被虐待者の状態」として「認知症の症状」（58.1%）が最も多く、「虐待者側の要因」として「介護疲れ・介護ストレス」（57.2%）、「理解力の不足や低下」（49.6%）の順。
- 虐待等による死亡事例は、26件（26人）。

## ■今年度の調査結果の傾向分析

- 養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数は、昨年度と比較して引き続き増加した(資料1, p2 図1)。
- 養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた施設・事業所のうち、特別養護老人ホーム及び有料老人ホームが占める割合は、それぞれ3割近くであり、引き続き高い水準で推移している(資料2, p7 表15 及び p28 表15 補完参考)。
- 養護者による虐待の市町村への通報ルートとして、近年警察からの通報が増加傾向にあり、介護・医療関係者からの通報と比較しても最多となった(資料2, p12 表34 及び p33 表34 補完参考)。

## ■調査結果を受けた対応と今後の対応

### (1) 高齢者施設等の関係団体との連携強化

- 施設・事業所における虐待防止及び身体的拘束等の適正化の取組の徹底を図るため、本日付で、高齢者施設等の関係団体に対し、「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について(要請)」を発出し、以下の事項について改めて会員施設・事業所への周知を図るとともに、分析結果を踏まえた虐待防止措置等の実施の徹底に向けた団体としての啓発活動の実施についての協力を要請することとした。
  - ① 令和6年度介護報酬改定における高齢者虐待防止に関する措置等について
    - 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算していること
    - 訪問・通所系サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録について義務付けていること
    - 短期入所・多機能系サービスに対し、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け、これらの措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算すること 等
  - ② 有料老人ホームについては、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」に規定された内容を遵守すること

### (2) 調査結果の公表及び普及・啓発資料、関連通知等の発出について

- 今年度の「高齢者虐待の実態把握のための調査研究事業」において、虐待の詳細な要因分析や、虐待が再発した施設・事業所の改善計画書・改善報告書の分析を行っており、年度末に厚生労働省のホームページにて公表予定。あわせて、報告書の内容を踏まえ、自治体向けに取組の強化を求める通知を発出予定。
- 今年度の老人保健健康増進等事業<sup>\*1</sup>において、虐待防止や身体的拘束等廃止等に効果的な取組例等についての施設・事業所等向けの普及・啓発資料等を作成し、年度末に厚生労働省のホームページ等にて公表予定。
- 養護者による虐待に係る警察からの通報の増加を踏まえ、市区町村における適切な対応を推進するため、警察から通報を受けた場合の市町村における取扱について、都道府県に通知<sup>\*2</sup>した。関連して、「高齢者虐待対応マニュアル」<sup>\*3</sup>に、警察から市区町村に対して通報があった際の警察との連携に係る取組例等を盛り込み、公表予定。

\*1 介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業

\*2 「高齢者虐待事案への対応に係る留意事項について」を踏まえた高齢者虐待に係る警察からの通報等の取扱いについて、老高発 1119 第1号、厚生労働省老健局高齢者支援課長。

\*3 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(令和7年3月改訂)

これらの取組を通じて、自治体・関係団体と連携し、自治体による早期発見や適切な指導を促進するとともに、高齢者虐待の未然防止・再発防止の取組の実効性を高めてまいりたい。